

只木ゼミ春合宿第2問検察側反対尋問レジュメ

文責:3班

I. 反対尋問

- 5
1. 危険=科学的危険と表現しているが、弁護側は因果関係の証明の程度に“科学的証明”まで要すると考えているのか。そう考えているのだとすれば、民法の不法行為法における因果関係と刑法上の因果関係で証明の程度を変えている理由は何か。(弁護レジュメ 2 頁 6 行目)
 2. 介在事情以外の事情とあるが、具体的にどのようなものか。(弁護レジュメ 2 頁 29 行目)

以上